

「神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業」特定事業契約書(案)に関する質問回答書

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
1	特定事業契約書(案)	2				締結日	特定事業契約書の締結日は、神奈川県議会の議決を経た時(議会承認日)という理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。	
2	特定事業契約書(案)	2				前文	「本契約の証として本書(以下に定める条項を含むがこれに限られない。))を2通作成し、・・・とありますが、「これに限られない」とは、具体的に何を想定されておりますでしょうか。	特定事業契約書の内容を明確にするために、県が必要と判断した資料等のことであり、現時点では具体的な想定はありません。	
3	特定事業契約書(案)	8	第2章		第9条	5	許認可、届出等	事業者の帰責でなく許認可等の申請遅延により工事遅延が生じた場合は、工期の見直しも行ってもらえるものとの理解でよろしいでしょうか。	個別に判断します。
4	特定事業契約書(案)	11	第2章		第17条	2	業者調査への協力	SPCの協力義務を構成企業もしくは協力企業の各企業に継承することで、契約終了後はSPCの解散が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、事業者の協力義務を承継する場合には、県の事前の書面による承認が必要です(第84条)。
5	特定事業契約書(案)	11	第3章		第19条	3	本施設の設計	実施設計完了後の設計図書の提出をもって(同条4項及び5項に基づく不備等がない場合)、設計業務は完了し、設計業務に関する100%の出来高を構成する、との理解でよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりですが、設計図書の提出後も、設計図書の変更が必要となる場合には、特定事業契約書20条および21条に従い、設計図書の変更作業が発生することになりますので、設計図書の提出をもって常に設計業務の100%の出来高を構成するとはいえません。
6	特定事業契約書(案)	11	第3章		第19条	5	本施設の設計	「自己の負担において速やかに当該箇所を是正しなければならない。」と記載がありますが、合理的な範囲で費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
7	特定事業契約書(案)	12	第3章		第20条	1	県の請求又は承諾による設計図書の変更	第20条にて、「県は、自らの要求に基づき本施設の設計図書を変更することにより事業者に合理的な増加費用が発生するときは、その増加費用を負担する」とありますが、この増加費用は、維持管理費等も対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	設計図書の変更により維持管理費等が増加した場合であっても、合理的と認められる限り、県の負担とする費用の対象となります。
8	特定事業契約書(案)	13	第3章		第21条	1	法令変更、不可抗力による設計図書の変更	今回、工事着手時期が本館棟等、待合棟等、雨水貯留槽等と3期に分かれますが、工事や設計の進捗によっては設計・施工中の工期短縮の可能性もあります。よって、「工期又は工程、工事着工予定日、工事完工予定日、引渡予定日及び運営開始予定日を変更することができます。」と工事着工予定日の追記をご検討願えませんでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「工事着工予定日」についても変更することができるものとします。
9	特定事業契約書(案)	15	第4章	第2節	第31条	5	県による確認等	「前項によりなされる是正に関する一切の費用は事業者の負担とする。」と記載がありますが、合理的な範囲で費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第31条5項のとおり、県の責めに帰すべき事由に基づく場合は、県は合理的な範囲の増加費用及び損害を負担しますが、それ以外の場合は、事業者側で是正に関する一切の費用を負担する必要があります。
10	特定事業契約書(案)	16	第4章	第4節	第33条	1	本件工事中に第三者に生じた損害等	質問回答(6/6公表)No30において、「事業者が負担すべき負担は、事業者が法的に負担すべき損害賠償義務に限定される」とありますが、事業者が善良な管理者としての注意を払ったにもかかわらず第三者に損害が発生した場合は、神奈川県公共工事等標準契約約款と同様に県負担として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
11	特定事業契約書(案)	19	第4章	第5節	第41条	3	本施設等の瑕疵担保	当条項に「直ちに」と記載がございますが、具体的にどの程度の期間を指しますでしょうか。	個別に判断します。
12	特定事業契約書(案)	19	第4章	第5節	第42条	5	開業準備	「合理的な範囲の協力」についてもう少し具体的にご教示頂きたいいたします。	県職員等とSPC配置人員との連携内容の確認(総合案内業務、中央監視業務等)などを想定しています。また、電算機器や免許関係機器の調整があるため、庁舎引き渡し前にも施設を使用することがあります。
13	特定事業契約書(案)	20	第4章	第6節	第43条	5,6	既存施設の解体・撤去	第43条第5項及び第6項にて、県が本契約締結前に提示した資料と現況が異なっていた場合に発生した追加費用は県が負担することになっておりますが、県が本契約締結前に提示した資料に記載がなく新たに判明した事象により発生した追加費用も同様に県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	県が本契約締結前に提示した資料に記載がなく新たに判明した事象により発生した追加費用については、原則、県負担とします。ただし、公表資料より明らかに読み取れる内容については、事業者負担とします。
14	特定事業契約書(案)	25	第5章	第2節	第54条	2	独立採算制	「県の指定する方法で指定する期日までに支払う」とございますが、具体的にどのような支払方法を想定されておりますでしょうか。	光熱水費を除き、毎年1回年度当初に、1年分の貸付料金を県が発送する納付書にて支払願います。

No	資料名	頁 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
			第5章	第2節	第54条	2			
15	特定事業契約書(案)	25	第5章	第2節	第54条	2	独立採算制	「県の指定する方法で指定する期日までに支払う」とございますが、支払期日までの期間はどの程度を想定されておりますでしょうか。	契約によることとなりますが、初年度は貸付の始まった当該月の末日、次年度以降は4月末日となる予定です。
16	特定事業契約書(案)	26	第5章	第2節	第56条	2	附帯事業	第56条2項で附帯事業についても、保険の付保につき要請がありますが、附帯事業は独立採算制であることから、当該保険にかかる保険料は提案価格には含めないという理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。
17	特定事業契約書(案)	28	第5章	第4節	第61条	3	サービス購入料の支払	部分払請求についての時期や回数は、同条11項に定める支払限度額の範囲内で事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	平成28年度以降、同一年度に1回を限度とし、請求時期は提案とします。
18	特定事業契約書(案)	28	第5章	第4節	第61条	3	サービス購入料の支払	単一年度間における部分払の請求回数に制限はない、との理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)に関する質問回答書No. 17を参照ください。
19	特定事業契約書(案)	28	第5章	第4節	第61条	5	サービス購入料の支払	部分払請求前の出来高部分等確認の請求を行った場合、14日以内に当該確認の結果を通知していただけないという理解でよろしいでしょうか。	14日以内に検査を行うということで、結果通知は検査実施後となります。
20	特定事業契約書(案)	28	第5章	第4節	第61条	11	サービス購入料の支払	各会計年度における本件工事の支払いの限度額の金額をご教示下さい。	出来形の9割以内となりますが、年度毎の支払い限度額は契約額により決定するので、現時点で金額を示すことはできません。
21	特定事業契約書(案)	29, 50	第5章	第5節	第66条		法令変更により生じた損害等	別紙7「法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担」に、「当該増加費用及び損害の累計が単年度で20万円を超えた場合に、当該超過部分について県が負担する。」とありますが、事業者の負担が大きいため「事業期間の累計で20万円を超えた部分を県が負担する」というように変更していただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「事業期間の累計で20万円を超えた部分を県が負担する」こととします。
22	特定事業契約書(案)	30, 75 別紙15	第6章	第2節	第68条		引渡し前の解除	別紙15「契約終了時の取扱い(引渡し前の解除②③)」について、引渡し前の契約解除の原因が維持管理・運営支援業務に起因した場合の違約金は、サービス購入料2、サービス購入料3及びサービス購入料4の支払実績額の合計額の10%が適用されるのでしょうか。	契約解除の原因によらず、原案のとおりとします。
23	特定事業契約書(案)	30	第6章	第2節	第68条	2	引渡し前の解除	出来形部分には、サービス購入料1を構成する費用である、“建中金利、開業費、公租公課及びその他施設整備に関する初期投資”も含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	特定事業契約書(案)	30	第6章	第2節	第68条	2	引渡し前の解除	出来形検査において、不可抗力により毀損・滅失した部分についても、事業者が提出した書類等で確認することができた場合には、出来形部分として認定いただける、との理解でよろしいでしょうか。	個別に判断します。
25	特定事業契約書(案)	30	第6章	第2節	第68条	2	引渡し前の解除	上記質問に関しまして、仮に不可抗力により毀損・滅失した部分が出来形部分として認定されなかった場合、当該部分については、本契約第82条4項の負担割合に従って、県と事業者がそれぞれ負担する、との理解でよろしいでしょうか。	個別に判断します。
26	特定事業契約書(案)	30	第6章	第2節	第68条	2	引渡し前の解除	「本施設の出来形部分を検査」とありますが、当該検査については、本事業において特別な手法・基準により実施・評価されるのではなく、県の他の公共事業と同様に、工事検査要綱等に基づき実施・評価される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	特定事業契約書(案)	36	第8章		第77条	1	保証	第77条第1項に基づく契約保証期間は施設引渡日までの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答書No. 9を参照ください。
28	特定事業契約書(案)	36	第8章		第77条	1	保証	第77条第1項の契約保証金額は、「本件工事費相当額の10%以上」とされておりますが、仮に維持管理・運営期間中も同様の保証を行うことになると、引渡後の契約解除違約金(サービス購入料2・3・4の前年度支払実績額の10%)より高い金額となりますが、引渡後の契約保証金額の見直し等はなされないのでしょうか。	入札説明書に関する質問回答書No. 9を参照ください。
29	特定事業契約書(案)	36	第8章		第77条	2	保証免除措置	第77条2項①で契約保証金免除措置が規定されており「県が適当と認める者が保証を差し入れること」とあり、「県に対して事前に確認し」とあります。提案書類提出前に県が適当と認めるかどうかを判断するのをご教示ください。	特定事業契約に関する協議段階において確認します。

No	資料名	頁 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
30	特定事業契約書(案)	36	第8章	第77条	2	契約保証金	第77条2項②で契約保証金免除措置として履行保証保険の付保が規定されており「設計・建設期間中において、本件工事費相当額の100分の10に相当する額を保険金額とし」とあります。一方、本件工事工程からすれば、本館棟等の引渡し・所有権移転から雨水貯留槽等の引渡し・所有権移転までは3年程度の期間があります。契約保証にかかる提案コスト(本事業コスト)を合理的に抑えていくためにも、せめて本館棟等の引渡し以降の必要保険金額は本件工事費相当額からサービス購入料1-(1)を控除するという規定に変更できませんでしょうか。	入札説明書に関する質問回答書No.9を参照ください。
31	特定事業契約書(案)	36	第8章	第77条	2	保証	第77条第2項に基づき、②設計・建設工事期間中において履行保証保険を付保した場合、維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保しない(付保する必要はない)こととなりますが、①の保証書の差し入れも、第1項の契約保証金の納付も必要ないと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	特定事業契約書(案)	39	第11章	第88条		保険	「保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを県に提出しなければならない」とありますが、通常保険証券発行までには数週間から1ヶ月程度はかかりますので、保険証券発行前にまず付保証明書を県に提示することで了解いただきたいかと思っております。	ご指摘を踏まえ、保険証券発行前にはまず付保証明書を県に提示することとします。
33	特定事業契約書(案)	39	第11章	第88条		保険	県が所有する本施設等に対して、県は共済等火災保険に類似する共済・保険に加入されますか、加入される場合の共済・保険内容についてご教示ください。	多数の方が利用する施設であるため、火災共済を付保する予定です。 保険内容については、建物に対し実損填補方式により加入し、委託割合は40%です。
34	特定事業契約書(案)	48 別紙5	1			保険期間	保険期間は「工事着手予定日を始期とし、本施設の引渡日を終期とする」とありますが、本館棟等、待合棟等、雨水貯留槽等の各施設の工事費が本件工事費であり、各施設の引渡日を終期とするの理解でよろしいでしょうか。本件工事費及び工期が保険料に影響しますので、施設別の工事費・工期別に保険料を算出することで、事業費を低減できます。	ご理解のとおりです。
35	特定事業契約書(案)	53 別紙9	1	(3)		サービス購入料1-(1)	「公租公課及びその他施設整備に関する初期投資と認められる費用」には、SPC設立費や弁護士費用等は含むとの認識で宜しいでしょうか。	不合理でない弁護士費用等は含めて頂くことが可能です。
36	特定事業契約書(案)	54 別紙9	1	(4)		支払時期	平成27年度に発生するSPC運営経費はサービス購入料4に含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	特定事業契約書(案)	54 別紙9	1	(4)		支払時期	平成27年度に発生するSPC運営経費がサービス購入料4に含まれる場合、平成27年度分の費用は平成28年度第1四半期に一括してお支払頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	平成27年度分に発生したSPC運営経費についても、平成28年度以降に含めて平準化してください。
38	特定事業契約書(案)	54 別紙9	1	(3)		サービス購入料の構成	サービス購入料4で除外されているSPC設立に要する費用はどのサービス購入費に該当しますでしょうか。	サービス購入料1-(1)に含みます。
39	特定事業契約書(案)	55 別紙9	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1(施設整備業務に係る対価)	部分払金算定における出来高部分には、設計費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるのでしょうか。	特定事業契約書(案)に関する質問回答書No.23を参照ください。
40	特定事業契約書(案)	55 別紙9	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1(施設整備業務に係る対価)	請求方法については、所定の書類などございますでしょうか。また工期到来前に、9割以上の部分が出来上がっても、その9割以上の部分の請求はできないということでしょうか。	前段については、特定事業契約の協議の中でお示しします。 後段については、ご理解のとおりです。
41	特定事業契約書(案)	55 別紙9	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1	サービス購入料1には部分払金の設定がありますが、年度に1回が上限でしょうか。または、年度に複数回の部分払いも可能ですでしょうか。複数回可能な場合、P80別表 支払スケジュール①については、年度の合計金額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)に関する質問回答書No.17を参照ください。
42	特定事業契約書(案)	57 別紙9	2	(2)	ア、イ	サービス購入料1の改定具体的な改訂方法	当該規定は提案書提出から工事完成まで長期間を要すること及び建築資材高騰を背景に建設期間中の物価上昇リスクを貴県にご負担いただけるという趣旨のものであるということ、及び「変更額=X-C'×1.5%」の算定式からも、当該規定における「物価変動」とは「物価上昇」を指すという理解でよろしいでしょうか。	物価が下落した場合も適用します。
43	特定事業契約書(案)	57 別紙9	2	(2)	イ	具体的な改訂方法 イ 工事着手後	「県は、・・・改定基準指標から1.5%以上の物価変動・・・」と記載がある一方、「※B1～B3は、3ヶ月以上に渡って変動率が1.5%を超えた際の・・・」との記載もありますが、「以上」と「超えた」のどちらかに統一すべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「超えた」に統一します。

No	資料名	頁 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
44	特定事業契約書(案)	75 別紙 15		契約終了時の取扱い	引渡し前の解除において、違約金の算定元となる本件工事費が、解除時期①②③により異なっていますが、契約保証金(履行保証保険)は、本件工事費全体と全工期に対して納付(付保)する必要がありますでしょうか。時期により、違約金額が異なるのであれば、保証金額(履行保証保険)も変更頂ければ、事業費の低減に繋がります。	入札説明書に関する質問回答書No.9を参照ください。